

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成26年 8月26日 (火)

担当課：街づくり計画部 建築指導課

件 名：大和市耐震改修促進計画 (案) について

提出理由：大和市耐震改修促進計画の改定にあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- 本市は、平成21年4月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「法」という。) に基づき、平成30年度を計画期間とする大和市耐震改修促進計画 (以下「促進計画」という。) を策定し、地震に対する建築物の安全性向上に取り組んできた。
- 中央防災会議では、東日本大震災の発生を受け、平成24年8月に南海トラフ地震の被害想定を見直し、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生すると公表した。
- この公表内容を考慮し、国は平成25年5月に法を改正し、耐震診断の義務付け等を盛り込むとともに、同年10月には、国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (以下「国の基本方針」という。) の中で、平成32年までに建築物の耐震化率を95%とする新たな目標を設定した。
- こうした動向を踏まえ、国の基本方針に示された目標、法に示された事項等を具体的に促進計画へ反映する必要があるため、改定を行う。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ等

- 法第6条第1項に基づき、国の基本方針及び神奈川県耐震改修促進計画を勘案し、策定する計画である。
- 第8次大和市総合計画の基本目標3『安全と安心が感じられるまち』との整合を図る。また、大和市地域防災計画の都市防災対策を補完する計画として策定する。

(2) 計画期間

- 第8次大和市総合計画の計画期間と整合を図り、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

(3) 対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅、特定建築物、公共建築物とする。

(4) 想定地震

- 大和市地域防災計画と整合を図るため、東海地震、神奈川県東部地震、東京湾北部地震、南関東地震、神縄・国府津-松田断層帯の地震の5つとする。

(5) 耐震化の目標

- 計画の最終年度である平成30年度の建築物の耐震化率は以下のとおりとする。
- なお、目標の設定にあたっては、国の目標である平成32年95%を見据える。

区 分	現状値	平成30年度の耐震化目標	
	平成25年度	現行	改定後
住宅	89.1%	92.5%	93.2%
特定建築物	93.1%	92.5%	94.1%
公共建築物	95.6%	100%	100%

(6) 耐震診断義務路線の指定

- 地震時における避難経路や救援物資の運搬経路を確保するため、耐震診断義務路線を定める。
- 耐震診断義務路線は、県警が選定する緊急交通路指定想定路とする。

	路線名	区 間
1	東名高速	本市区間全線
2	国道 16 号線	本市区間全線
3	国道 246 号線	本市区間全線
4	国道 467 号線	本市区間全線
5	県道 丸子中山茅ヶ崎線	本市区間全線
6	下鶴間桜森線	上草柳交差点～海老名市境

(7) 耐震化を促進するための施策

- これまで実施してきた各種施策等を計画に位置付けるとともに、法改正に合わせ、新たに以下の施策を実施する。
 - ①耐震診断が義務化された特定建築物への診断費及び改修工事費の助成
 - ②耐震改修工事を実施する建築物の容積率、建ぺい率等の緩和
 - ③建築物の地震に対する安全性の認定制度の創設

(8) 進行管理等

- 促進計画に定める耐震化の目標について、各年度末に、進捗状況を確認する。
- また、進捗状況に関しては、事務事業評価を通じて公表していく。

経 過

- H25. 10 国の基本方針の告示
- H25. 11 法の施行
- H26. 3 神奈川県耐震改修促進計画の改定
- H26. 5～ 関係課長会議開催 (2回開催)

今後の予定

- H26. 9 市民意見公募手続の実施
- H26. 12 促進計画の改定
- H27. 1～3 促進計画の周知